

● 医療費の自己負担限度額が引き上げられます

(高額療養費(老人保健の場合は高額医療費)に係る自己負担限度額の見直し) 医療機関に支払う自己負担の1ヵ月の限度額(自己負担限度額)が変わります。

【70歳未満の方】

■平成18年9月まで

上位所得者 (基礎控除後の所得670万円以上)	139,800円 + <医療費 - 466,000円> × 1% (77,700円)
一般	72,300円 + <医療費 - 241,000円> × 1% (40,200円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

■平成18年10月から

上位所得者 (基礎控除後の所得670万円以上)	150,000円 + <医療費 - 500,000円> × 1% (83,400円)
一般	80,100円 + <医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

※上位所得者の基準は、今後、政令等で定められます。

【70歳以上の方(老人保健対象者も含む)】

■平成18年9月まで

	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	
現役並み所得者 (月収28万円以上又は課税所得145万円以上)	40,200円	72,300円 + <医療費 - 361,500円> × 1% (40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税)	II	24,600円
	I (年金収入65万円以下等)	15,000円
	8,000円	

■平成18年10月から

	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	
現役並み所得者 (月収28万円以上又は課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 + <医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	II	24,600円
	I (年金収入80万円以下等)	15,000円
	8,000円	

(注1) 金額は1月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12ヵ月に3回以上高額療養費又は高額医療費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合。

(注2) 公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の方は、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並み(44,400円)据え置きます。

(注3) 70歳未満の方の高額療養費は、医療機関の窓口で自己負担分をいったん支払い、後の申請により自己負担限度額を超えた分が払い戻されます(償還払い)が、入院の場合の自己負担は、自己負担限度額までの支払いとなります。(平成19年4月実施予定)

※人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

● 現金給付(出産育児一時金)の見直しを行います

少子高齢化対策の一環で、出産育児一時金が現行30万円から35万円に引き上げられます。

平成18年9月まで	30万円
平成18年10月から	35万円

10月1日から 医療費が変わります

● 高齢者(現役並み所得の方)の自己負担が変わります

70歳以上の高齢者(老人保健対象者も含む)のうち、現役並み所得者の自己負担割合が、現役世代の方と同様の3割負担になります。

※現役並み所得者とは…課税所得145万円以上の高齢者の方です。

平成18年9月まで	2割
平成18年10月から	3割

現役並み所得となる世帯の収入(平成18年8月から)

夫婦2人世帯	520万円以上(年収ベース)
単身世帯	383万円以上(年収ベース)

※詳細は、今後、政令等で定められます。

● 療養病床に入院する70歳以上の高齢者の食費・居住費の負担が見直されます

療養病床に入院する高齢者(長期入院患者)について、低所得者に配慮しつつ、食費(食材料費・調理コスト相当)・居住費(光熱水費相当)の一部を自己負担することになります。

■平成18年9月まで(月額)

	自己負担額の合計	うち食材料費
現役並み所得者	97,000円 (64,000円)	24,000円
一般	64,000円	24,000円
低所得者II 住民税非課税世帯	45,000円 (40,000円)	20,000円 (15,000円)
低所得者I 年金受給額80万円以下等	25,000円	10,000円
低所得者I 老齢福祉年金受給者	—	—

■平成18年10月から(月額)

	自己負担額の合計	うち食費+居住費
現役並み所得者	134,000円 (96,000円)	52,000円
一般	94,000円	52,000円
低所得者II 住民税非課税世帯	55,000円	30,000円
低所得者I 年金受給額80万円以下等	37,000円	22,000円
低所得者I 老齢福祉年金受給者	25,000円	10,000円

(注1) ()は入院4ヵ月目以降の月額負担額。(注2) 食費・居住費は介護保険と同額。

(注3) 自己負担額の合計は、現行の診療報酬・介護報酬を前提とした標準的な負担額(1割負担+食費+居住費)。

(注4) 自己負担額の合計の変化は、食費・居住費の見直しによる影響(一般所得者で28,000円の増加)のほか、高額療養費の見直しによる影響を含む。

※入院医療の必要性の高い患者(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等の患者)については、現行どおり食材料費相当のみを負担します。

■問合せ 町民税務課 ☎ 47・8015 今庄・生活企画室 ☎ 45・8000 河野・生活企画室 ☎ 48・7701